

## 平成24年分所得申告の受付について

上記の件につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済まされますようお願い致します。

### ■申告の必要な方

- ①平成24年1月1日～平成24年12月31日までの間に収入を得た方  
※収入とは、営業・給与（事業専従者給与を含む）・報酬・年金・賃金・譲渡等により支払いを受けること。
  - ②年末調整が済んでいる方で、年金・賃金・不動産・配当・譲渡等の収入のある方。医療費控除・住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。また、年末調整に誤りのある方。
  - ③申告を要する収入はないが、国民健康保険に加入している方
  - ④公的年金等の収入額の合計額が400万円以下（※1）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。（平成23年分より）  
この場合であっても、所得税の還付を受けるためや上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰越すためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。

### ■申告日程

	受付月日	対象地区	区分	受付時間	受付会場
2月	18日(月)	浜町・元町	一般	9:00～17:00	役場1階 第1会議室
	19日(火)	本町・仲町・幸町	一般		
	20日(水)	栄町・泉町	一般		
	21日(木)	新泉町・旭町	一般		
	22日(金)	宇津	一般	9:00～11:30	宇津集落センター
	25日(月)～27日(水)	沙留・住吉・富丘	一般	9:00～16:30	沙留公民館
	28日(木)	緑ヶ丘・東町	一般	9:00～17:00	役場1階 第1会議室
3月	1日(金)	春日町・新町	一般		
	4日(月)～8日(金)	農業者のみ	農業		
	11日(月)	宮下町・北興 秋里・豊野	一般		
	12日(火)～15日(金)	指定なし	一般		

### ※期間中連絡先

- ・宇津集落センター                      Tel 82-2584
- ・沙留公民館                              Tel 83-2306

※なお、不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせは、  
興部町役場 住民課税務係 (Tel 82-2131 内線225・226)までご連絡願います。

## 平成25年度保育所入所児童の募集について

平成25年4月から興部保育所または沙留保育所に入所を希望される児童を次の要領により募集しますので、希望される方は期日までに手続きされますようご案内いたします。

1. 入所できる児童  
保育所へ入所できる児童は保護者が、昼間に居宅内外で労働している等で家庭で保育ができず、かつ、同居する親族、その他の方が当該児童を保育することができないと認められた場合です。
2. 入所定員  
興部保育所 45名（1歳児3名、2歳児6名、3歳以上児36名）  
沙留保育所 45名（1歳児1名、2歳児4名、3歳以上児40名）
3. 入所申込み手続き  
入所を希望される方は、福祉保健総合センター「きらり」内社会福祉係または沙留出張所まで関係書類を提出してください。  
申込用紙は、福祉保健総合センター「きらり」、沙留出張所、興部保育所、沙留保育所にあります。
4. 入所の決定  
保護者の稼働実態調査等を行い、決定しだい保護者に通知をします。児童の入所が決定されましたら、町内の保育所（興部保育所・沙留保育所）を選択することができます。  
なお、定員を超える場合は、選考基準により決定しますのでご了承下さい。
5. 保育料  
入所児童の保護者及び家族の所得税、町民税の課税状況によって決定しますが、3歳未満児、3歳以上児によっても保育料は異なります。
6. 申込み締切日  
**平成25年2月22日(金)まで**  
※以降の申込みについては定員内であれば随時受け付けます。
7. その他  
不明な点がありましたら、福祉保健総合センター「きらり」社会福祉係 (Tel 82-4120) までお問い合わせ下さい。  
※現在入所されている方  
現在入所されている児童については、保護者の就労等の状況を確認するため現況届及び各種証明書を提出していただきます。

